

FAO／WHO合同食品規格計画（Codex）第50回執行理事会の概要

1. はじめに

2002年6月26日から28日、FAO本部（ローマ）においてFAO／WHO合同食品規格計画（Codex）第50回執行理事会が開催された。参加者は総会の議長と3名の副議長、7地域の代表国（アジアではフィリピン）とそのアドバイザーであった。その他オブザーバーとして5地域、FAO、WHOから参加があった。

日本からは、フィリピン政府からアドバイザーとしての出席要請を受け、厚生労働省医薬局食品保健部の牛尾食品国際規格調整官が出席した。

2. 議事の採択（議題1）

特に意見無く、仮議題がそのまま採択された。

3. FAO／WHO合同食品規格計画の評価（議題2）

最初にFAO及びWHOの評価ユニットを代表して、FAOの評価部門の代表者が、評価の目的、方法等を説明すると共に、これまでに寄せられた透明性・地域性バランスの確保への取組状況の説明が行われた。

次に評価チームリーダーのブルース・トレイル教授及び独立評価委員会代表のケン・バルック教授から、それぞれの活動状況が説明された。これを受けた執行理事会としては多くの意見が表明されたが、その主要なものは、評価活動内容を決定する過程が必ずしも透明でないこと、評価の主要な目的が文化、倫理といった科学以外の要素の考慮によって脇道に外れるべきでないこと、評価活動は優先順位の決定やCodexにおける意思決定過程における開発途上国の参加と影響の増加等管理問題に焦点を置くべきであること、WHOのさらなるCodex活動への参加等であった。

更に、評価活動の事業計画が非常に短期であり、特にCodexの母体組織による評価の前にその評価報告書をCodex加盟国が考査分析するだけの十分な時間が無いことが問題視された。それを解決するために、2003年2月中旬（暫定的には、2月13日から15日を予定）に3日間の特別総会を開催することが提案された。それに伴い、この特別総会の直前に執行理事会を開催すること、この特別総会の前に全ての地域調整会議を終わらせるためにCodexの会議日程を再調整すること、全ての地域調整会議において評価活動を仮議題とすることが求められることとなった。更に、各地域代表としてコーディネーターに、Codex評価レポートが完成した後に、各地域加盟国に十分な情報を提供し、特別総会に備えるよう求められた。

4. 財政関連の問題（議題3）

2000／2001年の予算執行状況と2002／2003年の予算の説明が事務局から行われた。2002／2003年の予算会計体系がこれまでとは変更になったことから、透明性が確保されると共に、予算の執行状況について理解し易くなったとの評価があった。

アラビア語への翻訳への推進について若干の質疑があった。現在の予算では部会段階までも3ヶ国語（英、仏、西）から5ヶ国語（前者十中、ア）にすることはできないとの回答があった。また、現在行っている評価活動から示される勧告を実現するために必要な予算の確保については検討する必要性があることが述べられた。

5. Codex規格策定における開発途上国参加の為の信託基金（議題4）

この基金は、第24回総会において、その議長提案に基づいてCodex総会・部会への開発途上国の参加促進のために創設することが決定されたもので、まず明確な規則と手順を策定することがFAOとWHOに求められた。本執行理事会では、WHOが作成した議論ペーパーがWHOのナバロ博士から説明された。基金の活用者の選定方法、総会への定期的な報告、適宜必要な改正、食品の安全性のみでなく、食品の品質・消費者の保護・食品貿易推進への活用、基金はWHOが運用するとしても決定ならに運営におけるFAOの関与、民間からの資金を活用する場合の厳格な管理運用等について質疑が行われた。

執行理事会としては、WHOが作成した議論ペーパーを支持すると共に、FAOとWHO

に対して、WHOによって基金を運用・管理するという点について更に検討すること、地域調整会議でも議論し、そこでのコメントを反映させること、修正したものを2003年1月のWHO執行理事会、2月のCodex特別総会、5月のWHO世界保健総会においても検討することを求めた。

6. 2003～2007年の中期計画の準備（議題5）

本中期計画については、戦略的行動計画、第24回総会、各国からのコメントを踏まえ修正すべきとされており、今回各国からのコメントを集約した資料を基に議論し、執行理事会としての修正を行おうとするものである。議論に入る前に、事務局のランデル博士から、現在進行中の評価計画が本中期計画に対して影響を与える可能性があり、その評価結果に基づき新たに修正を行う必要性があることが述べられた。また、議長のトマス・ビリー博士から、各国のコメントが非常に少ないことを残念に思う、地域調整会議でも是非慎重に検討願いたいとの発言があった。

質疑では、目的毎にコメントが述べられると共に、この中期計画の構造及びその持つ意味についても質疑があった。時間的に全てのコメントを基にその場で修正を加えていくことができなかつたので、事務局が7月待つまでに修正版を作成し、地域調整会議及び来年の6月の執行理事会に諮ることとした。

7. 作業計画の実行状況（議題6）

● ステップ1における新規基準策定の検討

15の新規事業について執行理事会の承認を求めるものであったが、1件（食品衛生部会の「食品衛生管理手法の有効性評価のためのガイドライン案」）は付帯意見付きで承認され、1件（食品添加物汚染物質部会の「ナツツ中のアフラトキシンの削減方法案」）については、その表題に「防止」を加えることで承認され、2件（食品添加物汚染物質部会の「食品における放射性核種の長期使用レベルガイドライン」、「国際貿易における食品に対する放射性核種の使用による偶発的な核混入のレベルガイドラインの改正」）については、現時点において国際原子力エネルギー機関との調整を更に取るべきである、として元の部会に差し戻された。

● ステップ5における基準案と関連文書の検討

17の文書についてステップ5とすることの執行理事会の承認を求めるものであったが、乳及び乳製品部会から提案されているミルクをミルク以外の物で代用しようとする基準案3件について却下された他は、全て承認されたステップ6に進められることとなった。

なお、日本が議長国であるバイオ特別部会から提案した「遺伝子組換え微生物を用いて製造された食品の安全性評価の実施に関するガイドライン案」については、デンマークからコメントが提出されていたが、技術的課題に関するコメントについては全て元の部会へ送付するとの整理がなされ、本理事会では議論されなかった。

● 各部会及び特別部会からの問題提起

各部会から執行理事会へ検討を依頼された事項について議論された。

動物資料部会は2003年までに動物資料の基準案を取りまとめ、総会に諮ることになっていたが、本年6月に行われた部会でもステップ5に進めることができなかつたので、次回（2003年3月を予定）においてステップ5／8という合意を特別部会として取り付け、2003年7月に行われるCodex総会に諮るよう最大限の努力を行う、とされた。

8. 第25回総会の議事次第案（議題7）

2003年2月にCodex評価に関する臨時の総会が開催されることに伴い、時期通常総会は第26回となり、本執行理事会の議論を踏まえ、その仮議題を再考することになった。

特に信託基金について臨時総会で議論が終了できるならば通常総会では不必要となり、第23回総会で結論を保留した総会の毎年開催についても議題として追加すべきとされた。

事務局から提案された総会の開催日数については7日間とすることで了解され、大26回通常総会は、2003年6月30日から7月7日とすることで合意された。

9. その他（議題8）

その他の議事は無かった。

第13回コーデックス委員会アジア地域調整部会報告

平成14年9月17日から20日まで、マレーシアのクアラルンプール市で開催され、18メンバー国、3オブザーバー国、6機関から総数180人の参加があった。

議題1 議題採択

既に提出されている議題の他に、加盟国が懸念を有する個別の商品に関する企画（案）について、議題2と議題12で議論することが合意された。

また、インドネシアと日本の共同議長で、即席麺規格原案について検討を行うアドホックワーキンググループを行うことが合意され、ワーキンググループでの結果が取りまとめられた後に、本部会で検討を行うこととされた。

議題2 第24回コーデックス総会及び第49回及び50回執行理事会に関する事項

○コーデックス規格設定手続きにおける開発途上国参加に関する基金創設

全般的に支持する意向を表明したが、今後改善すべき点として、本基金の活用はコーデックス会議への参加に焦点を絞るべきである、マッチングファンドの際に必要となるものを明確にすべきである、国の選定基準を明確にすべきである、各国のニーズに合わせた柔軟性のあるものにすべきである、評価システムを入れ、プロジェクトの評価を行うべきである、等の意見が表明された。

○他部会からの事項

事務局からの報告に続き、参加国からは、「乳幼児向け加工穀物食品の改正規格原案及び乳児向け食品の改正原案」、「包装食品の表示に関する一般基準」、クロロプロパンノールの最大基準値」、「脂肪及び油の保管、輸送等の管理温度」、「醤油の規格原案」、「リスクアナリシスの作業原則」、「国際貿易の倫理規範」、「コーデックス作業への政府間組織の関与」等々について意見が表明された。

議題3 コーデックス委員会の作業及び他のFAO、WHOの食品規格に対する作業に対するFAO/WHO合同評価

本部会は、評価活動報告書が完成していない現段階で議論するのは時期尚早としつつ、評価は食品安全の為の科学に基づいた規格、ガイドライン及び推奨の設定を進展させること及び科学的なり스크分析を強化することに力点をおくべきであるとする執行委員会の意見を支持した。

また、報告書は本年の11月末には加盟国に配布される予定なので、その後地域調整国は地域代表とともにアジア地域のメンバー国に意見を聞き、2003年2月に開催される執行委員会及びコーデックス総会へ意見を反映させるべきとされた。

議題4 中期計画（2003年～2007年）案の検討

中期計画の活動について、目標毎にレビューが行われ、行動1（リスクコミュニケーションに関するガイドライン）、行動13（食品のリスク分析の原則と他領域の生物の安全（動物、植物の健康）との統合・整合）、行動27（特別な目的において同等性を判断するためのガイドライン）は削除、行動3（コーデックス規格及び関連するテキストに関する検討手続きの改正）、行動6（収穫前後の対策の原則及びガイドライン）、行動11、行動51（OECD基準等との連携）は修文する旨の提案が行われた。

今回の提起されたコメントは、他の地域調整部会のコメントと合わせて、2003年のコーデックス総会における最終案を準備に当たり、検討されることとなる。

議題5 即席麺の規格原案

1. 16日午後に開催された第1回非公式会合において、我が国が即席麺類に係る公式特別ワーキンググループの設置を提案し、インドネシア他全ての国がその提案を支持した。そして第1日目の議題採択に於いてインドネシアから正式に提案を行い了承された。

2. 公式特別ワーキンググループは日本とインドネシアが共同議長を務め、中国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、タイの9カ国及びCI、IACFO（食品国際消費者機構）がオブザーバーとして参加した。主な会議概要は、以下のとおり。

（1）適用範囲

我が国から、パスタの定義が明確でないことからカギ括弧で括られている文章の削除を提案したが、パキスタンが我が国の意見に同調したが韓国、マレーシア、タイの反対により議長裁定により、カギ括弧を付けて残すことになった。

（2）定義

タイから、でんぶんのみを使用するめんがあることから、主要原料としてでんぶんを加えることが提案され、了承された。また、韓国から、消費者への情報提供のために油揚げ麺及び非油揚げ麺を区分すべき旨提案があり、了承された。我が国からは、麺の定義（即席めんとめん）を明確にするために条項を分割することを提案したが、各国の同意を得ることが出来なかった。

（3）必須原料及び品質基準

①必須原料

でんぶんの追加

②品質基準

原案通り

③水分

「その他めん」については、定義の変更を受けて対象を「非油揚げめん」に修正し、水分14.0%で合意。

④過酸化物価（P V）

わが国はもとより韓国、I A C F O（食品国際消費者機構）は、消費者の健康保護、製造者責任の観点からP V基準値設定を主張した。しかし他の国はP Vを測定基準として設定することに反対したが、主な理由は、（インドネシア）P Vは中間生成物であり、正確な数値として測定できないとのことであった。その他（インド）P Vは酸敗の第二段階で発生し、測定することはミスリード。（タイ、インドネシア）過酸化物価が問題となる時点では既に製品から異臭が発生する状態であり、あえて測定する必要はない。（マレーシア、インドネシア）酸化を測定するには1つ指標があればよい。（マレーシア）C C F A Cで議論すべき。等の意見が表明された。

我が国からは、専門的かつ科学的見地からP Vの必要性を繰り返し主張し、理解を求めた結果、引き続き「必要性は認めるがコンセンサスで進める」との理由で括弧書きで引き続き議論することになった。

⑤ α 化度

韓国、タイ、インド、インドネシア、比等、我が国以外が基準値設定を不支持との発言を行った。

その主な反対理由は、（韓国）分析方法が信頼性及び再現性に欠ける。（タイ、マレーシア、インドネシア）定義付けされているので、必要に応じてモニタリングする程度でよく、安全性に問題なく必要なし。（インド、インドネシア）測定が困難であり、パラメーターとしては不適切。

我が国は、現在最適な分析方法を検討中であり、その結果につき、提案したい旨発言し、括弧付けを主張したが、結局削除された。

なお、我が国による α 化度の分析方法の結果は部会に提出されるとともにC C M A Sにおいて、確認される必要がある旨、記録された。

（4）食品添加物

個別の添加物をリストアップする方法ではなく、G S F Aに準拠する方法で合意された。我が国は、事務局案にリストアップされている食品添加物で十分であり、これ以外に使用されるべきではないと主張するとともに他の個別品目のコーデックス規格については添加物をリストアップする方法をとっているが、即席めんにこの方法を適用することの是非につきコーデックス事務局に確認すべきである旨発言した。

（5）包装容器

より広範な要求を満たすという理由から豪州の提案を採用することで合意。

（6）表示

定義における修正を受け、オプションとして油揚げめん、非油揚げめんを加筆することで合意。

(7) 分析方法

水分、酸化、過酸化物価の括弧部分を「コーデックスで認められた方法を使用」に変更。 α 化度については削除。

3. 2日目の本会議において、上記が報告された。我が国は妥協できない面がある旨、発言し、過酸化物価の必要性を強調し、ステップ3に留め置いて議論すべき旨主張したが、日本以外の国から早くステップを進めるべきとのコメントが出され、結果として括弧を付したまま「ステップ5」にあげることとなった。

なお、タイから過酸化物価の基準値30の根拠に対するコメントが出され、我が国から急激に酸化が進む酸化開始点が30である旨回答した。

議題6：“トレーサビリティー／商品追跡”の検討

我が国は、昨年9月に日本国内でBSEが発生したことを踏まえ、食品に対する消費者の信頼回復をするために、食品の安全確保と表示等の信頼性確保の観点から、トレーサビリティーの導入を検討している旨発言した。しかし現時点においてはコーデックスにおけるトレーサビリティーの定義が明確でないことから一般原則部会で議論すべきであると主張した。

インド、インドネシアは、食品の安全性のみに適用することを支持し、TBT措置のための適用（消費者の選択、動物愛護等）には懸念を有していると発言した。フィリピンは、食品の安全性と必要に応じTBT措置の適用を支持し、タイは、食品の安全性確保について、開発途上国の経済的インパクトを考慮し、トレーサビリティー以外の他のアプローチの利用を主張し、こうした原則に基づいて限定的なトレーサビリティーを支持した。こうした意見は、一般原則部会に報告され、トレーサビリティーについての定義等の検討の対象にすることになった。

議題7 バイオ技術によらない機能性食品と新規食品に関するディスカッションペーパー

検討資料はマレーシア政府によって作成されたもので、機能性食品の範囲と概念、分類システム及び基準、健康強調表示をする条件、分析方法を含む機能性食品の安全性の評価を明確にする事の必要について検討したものである。また、同資料は新規食品の明確な定義、製品情報を含めたガイドライン、安全性評価等の必要性に言及している。そしてマレーシアは、世界の産業界と消費者に利益を提供しながら、これらの食品のより良い規制的管理を行うために国際規格の必要性について調査するためにこのような問題に関するFAO/WHO専門家合同会議を開催する事を勧告した。

多数の国の代表は、この複雑な問題を要約するという作業についてマレーシアの代表者に対し賛辞を述べた。タイとインドネシアの代表は、FAO/WHO専門家合同会議の開催を支持した。しかし両代表はまず機能性食品について第一に優先して同会議を開催すべきである事を勧告した。日本は、2001年より健康強調表示の認可制度が施行されていることを

述べるとともに、この問題については食品表示規格部会（CCFL）並びに経済開発協力機構（OECD）での討議と重複することを避け、慎重な検討が必要であると表明した。

また、中国、韓国は自国における機能性食品の現状について報告し、マレーシア提案の合同専門家会議の開催を支持した。さらに IACFO（食品国際消費者機構）も専門会議開催を支持するとともに、同会議にて消費者の利益と意見の伝えうる専門家の参加が必要である旨の発言を行い、また表示と健康強調表示は食品表示企画部会（CCFL）に関わる問題なので、食品安全問題に焦点を絞るべきである事を協調した。

上記討論を考慮して本部会は FAO と WHO は機能性食品に関する専門家会議を組織化し、参加する招待者の中にアジア地区の専門家を含めることを勧告した。委員会は近い将来、機能性食品に関する作業始動が緊急に必要であることを書き留めた。

議題8 食品規格と規制への対応能力の構築

まず初めに、FAOとWHOの代表者から、前回のアジア地域調整委員会以降に実施されたそれぞれの組織並びにその他の組織との共同による対応能力構築の為の諸事業が照会され、多くの加盟国がそれらの活動に謝意を表した。

そして、インドネシアからは、そのために信託基金の活用を図るべきであり、また、S P Sに準拠するための技術援助の要求を、インドからは、国際食品規格への信頼性と適用性向上するためには開発途上国の参加が不可欠であることから、開発途上国におけるこの対応能力向上を食品安全性向上の中核にすべきであること、コーデックス事務局の給与・旅費等を減額してより実質的な活動に使用すべきであると、ネパールからは、まさにこれこそが致命的な課題であること、FAO／WHOに対してGMPやHACCP等も含んだ対応能力強化のためのプロジェクトを地域的に開始すべきことを要求し、中国はWT Oの新メンバーとして引き続き支援と協力を期待するとともに、ワークショップやセミナーによりは分析技術の様なより技術的支援に重点を置くべきとの主張をおこない、カンボジアもネパールと同様に国家レベルでの対応能力向上に対する援助を期待し、スリランカはコ デックス活動に参加するための支援を要請した。

そして最後に、本部会として、FAOとWHOがアジア地域の開発途上国の要請にあつた様々な活動を今後もより強化していくことを期待した。

議題9 Codex 規格を含む食品規制と食品安全問題に関する情報と報告

FAO及びWHOの代表者からは、加盟各国に対する科学的助言及びCACの2000－2002中期までの活動について報告された。FAO／WHOの専門家の選考基準が大きく変更され、透明性、独立性、地理的な分布、意見の違いなどを考慮して選考されることとなり、とくに専門家は所属する組織や政府に縛られず、個人の資格として参加するということが強調された。また、両機関は各国のデータを地球規模または地域規模で共有できるデータになるようにも努力している。その次に本議題に関して、加盟各国より自国の現状に

について報告がなされた。

議題 10 コーデックスおよび国家的レベルにおける食品規格作成への消費者参加について

各国から、自国における消費者参加の状況について説明が行われ、消費者参加の重要性が報告された。

我が国からは、食品の安全性に関する事項や食品規格の案段階のものについて、インターネットを通して意見を聞いていること、政府の審議会に消費者代表を含めていることを紹介し、消費者の積極的な関与を推進していることを説明した。

議題 11 地域調整国推薦

我が国から、このアジア地域内においてまだ地域調整国となっていない国から選出される事を提案したい、具体的には韓国を推薦したい旨発言し、各国から支持された。

韓国代表より、推薦を支持した各国に対して謝意が述べられ、次期アジア地域調整国として決定された。

議題 12 他の作業、今後の作業及び次回セッションの日時と開催場所

中国から「冷凍非発酵大豆製品」、インドネシア、ベトナムから「小エビのクロラムフェニコールの最大基準値の必要性」の問題が提起された。

○食品安全規制担当者のアジアフォーラム

マラケシュで開催された第1回 FAO/WHO 合同グローバルフォーラムの勧告に沿って 2003 年に食品安全規制担当者のアジアフォーラムを組織することが推奨された。マレーシアがフォーラムのホストを務める意向があることが紹介された。

議題 13 報告書の採択

事務局作成の報告書案が一部修正のうえ採択された。

第21回加工果実・野菜部会概要報告

日時：平成14年9月23日～27日

場所：米国（テキサス州サンアントニオ）

参加：17加盟国、4国際機関

果実缶詰の充填液に関するガイドライン（ステップ7）

シロップの基準値について、我が国等が以前より、糖度を管理する上での技術的な観点から、ブリックス値4度以上の幅で区分すべきである旨を主張してきており、基本的にブリックス値で4度ずつの幅で区分されることになった。

しょうゆ（ステップ4）

今回の会合では、提案された規格案を検討することが時間的に難しくなり、次回（2004年）に議論する優先順位について検討を行った。

（ナイジェリア・事務局）大豆や穀類を原料とした加工品であり、本部会で検討するのが妥当かどうか、疑問である。

（我が国）本部会で検討することは総会での議決事項であり、また、しょうゆは世界的に生産・輸出されている製品であることから、当部会において検討することが妥当。（米国、マレーシア及びフランス等が支持）

結果、優先リストに残ることになった。

また、今後の検討作業を促進するため、ワーキンググループを設置して2003年の8月末までに意見調整を行い、原案を事務局に提出することになった。 しょうゆについては、日本及び韓国が共同議長を務め、フィリピン、タイ、マレーシア、スイス、米国及び英国が参加することになった。

みそ（テンジャン・コチュジャン）（新規提案）

（韓国）新たに規格作成を提案。

（デンマーク・スイス）貿易量等から判断すべき。

（議長）加工果実・野菜部会では、前身の部会から引き継いだ37品目の規格の見直しがマンデートである。

結果、本部会で検討すべきかどうかも含めて、総会の判断を仰ぐこととなつ

た。

次回の検討順

次回の検討順は、ステップ8としてピクルス、ステップ4として①トマト缶詰・濃縮トマト缶詰、②野菜缶詰（野菜缶詰充填液を含む）、③ジャム・ジェリー・マーマレード、④しょうゆ、⑤柑橘類缶詰の順となり、新たな品目を優先リストに加えることは見送られた。